

# 広報いずみざき

### 村民の動き

|      |      |       |       |
|------|------|-------|-------|
| 世帯人口 | 数男女計 | 本月    | 前月    |
|      |      | 1,069 | 1,069 |
|      |      | 2,835 | 2,839 |
|      |      | 2,859 | 2,860 |
|      |      | 5,694 | 5,699 |

【毎月15日発行】

者長 笠井由春  
 集務所 泉崎村役場  
 編集所 泉崎村役場  
 発行所 泉崎村役場  
 印刷所 ワタベ印刷所

融和 躍進  
結和



## 工場誘致第一号 「明星電気」

### 整地に着手

村内の工場適地として、かねてから注目されていた泉崎字十八夜山一帯の低丘陵地に工場建設が決り敷地の整地に入り建設準備が進められています。

ここは四号国道沿えの標高三一〇～三三〇メートル前後の丘陵地で松林を伐採したあとに建てられるが、泉崎、太田川、踏瀬方面など一望に見わたされる絶好の台地で完成後は弱電気製品が作られる予定です。

なお、これに先立ち泉崎村工場誘致委員会が作られました。委員は次のとおりです。

#### 一、学識経験者(四人)

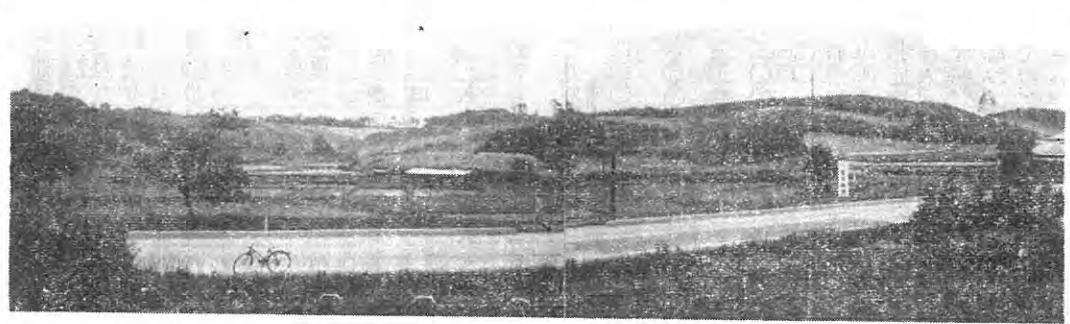
- 野崎 兵一
- 大森 健一
- 佐川 忠一
- 本柳 一男

#### 二、議会議員(六人)

- 中野 四角
- 菊地 重一
- 木野 善治
- 小針 善治
- 箭内 善治
- 田崎 可久夫

## 交通安全のため

カーブミラー(交通安全鏡)が設置されました



【整地されている十八夜山全景】

交通量の激増により事故も増大している折、村内の危険カーブに鏡がとりつけられました。

この鏡は村が四カ所、安全会が一カ所の五カ所ですが、特殊な鏡なので子どもの投石やいたずらなどさせないよう注意してください設置された場所

- ▽下宿 熊井氏前T字路
  - ▽新宿 旧駐在所前十字路
  - ▽北平山 前屋敷カーブ
  - ▽瀬知房三叉路
  - ▽関和久 下町 井上十二郎氏宅前カーブ(関平交通安全会にて設置)
- 【写真は新宿十字路に設置されたカーブミラー】

一秒まつ  
心のゆとり  
身を守る

### ◇公職選挙法の

#### 一部が改正される

公職選挙法の一部が改正され法律の施行が七月二十日からとなり現在まで年四回の登録が九月一回と変わります。改正の主なる点は次のとおりであります。

- 一、被登録者の資格要件はその町村に住居を有し、年令満二十才以上の者で住民票が作成された日から引続き三ヶ月以上住民基本台帳に記録されている者。
- 二、昭和四十四年七月二十日以後の選挙人名簿登録の申出制度が廃止されます。
- 三、選挙時登録制度が新たに加えられる。

(選挙時登録とは選挙が行なわれる際の登録制度であります) 今回の改正は住民基本台帳法との関連に於ける改正であり、村外に転出或いは本村に転入された場合は住民基本台帳法に基づき十四日以内に届出することになっております。住民基本台帳に記録されませんと選挙人名簿に登録されないこととなりますので御注意下さい。

△選管委▽

### 旧軍人のみなさん

#### — いまずく請求書を —

加算恩給のうち地域加算の請求は九月三十日まででないと恩給をうける資格がなくなります。まだ軍歴申立や恩給請求の手続きをしていない方はいまずく住民課の係と相談して請求書をだして下さい。

### 旧軍人加算恩給のあらまし

・実役期間と地域加算を通算して十二年になりますと恩給が支給されます。  
・加算される期間はつきのとおりです。

| 地域別 | 一年につき加算される期間     |
|-----|------------------|
| 南方  | 三年(仏印、タイは二年(三年)) |
| 支那  | 二年(三年)           |
| 満州  | 二年(三年)(国境警備は一年半) |

但し抑留加算されるかたは除かれます。  
△住民課▽

### 特別弔慰金の

#### 請求書をはやく

戦没者の遺族のみなさん/六月三十日まで請求書をださないといこの弔慰金を受ける資格がなくなります。

まだ請求していないときは、今すぐ役場住民課へ請求書を提出してください。

- 特別弔慰金のあらまし
- 特別弔慰金の額 三万円
- 特別弔慰金を支給されるかた 昭和十六年十二月八日以後戦争のためなくなられたかたの家族のかた。

△住民課▽

### 農業委員会委員の

#### 選挙について

本年七月十九日任期満了による農業委員会委員の一般選挙が国の方針として全国統一し、七月十五日頃行なわれる予定であります。なお詳細については決定次第お知らせいたします。

△選管委▽

### 国民年金

納められない方は かけ金を 納められない方は かけ金の免除手続きを 病氣やケガで医者にかかると多額の出費があったり、作物の出来がよくならなかったため、収入が少なかったなどという経済的な理由で生活が苦しくなると、かけ金を納めることが困難であるという場合は、「かけ金の免除申請」をしましょう。

免除申請が認められた人については、国がその人のかけ金の半額を積み立ててくれます。ですから年金が受けられる状態になつても心配がありません。この手続きをしないことは、年金を受け取る際に非常に不利になるということです。あなたの権利を放棄することです。申請の手続き、内容については、国民年金委員または役場の年金係に相談しましょう。

なお、この免除は勤め人の奥さんのように若年任意で国民年金に加入した人には認められません。  
△国民年金係▽

### 慶弔欄

- ◎出生おめでとうございます
- お子様名 父名 住所
- 鈴木 保仁 保典 瀬知房九
- 芳賀 悟 一俊 上町一二六
- 溝井 恒行 恒三 下町六六
- 佐川 五月 喜次郎 庭渡神社22
- 白石 英男 清一 四ッ屋前一八
- ◎謹んでお悔み申し上げます
- 氏名 住所
- 箭内 保真 踏瀬字町尻二三
- 木戸 茂吉 関和久字後山四〇
- 関根 ノブ 太田川字居平二六
- 円谷 ミエ 関和久字瀬知房後

### 泉崎駅より

(1) 国鉄旅客運賃改正のお知らせ  
五月十日に、運賃料金が改正になりましたので、主なものを、お知らせいたします。

| 駅名 | 普通運賃 | 通勤(1ヶ月) | 学通(1ヶ月) |
|----|------|---------|---------|
| 久野 | 30   | 900     |         |
| 白河 | 40   | 1,200   | 680     |
| 黒河 | 80   |         | 1,450   |
| 東吹 | 140  |         |         |
| 安積 | 800  |         |         |
| 福永 | 40   | 1,200   | 460     |
| 福盛 | 100  | 3,000   | 1,020   |
| 福山 | 120  | 3,490   | 1,070   |
| 福島 | 320  |         |         |
| 福台 | 630  |         |         |

- ▽グリーン料金(旧一等運賃)
  - 二〇〇キまで(上野) 八〇〇円
  - 四〇〇キまで(静岡) 一四〇〇円
  - 六〇〇キまで(岐阜) 二〇〇〇円
  - ▽普通急行料金
  - 二〇〇キまで(上野) 二〇〇円
  - 二〇一キ以上 三〇〇円
  - ▽特急料金
  - 白河(上野間) 六〇〇円
  - ▽指定席料金
  - 一人(三〇〇円。但し、六、九十一、二月は一〇〇円)。
- なお、運賃改正、団体旅行に於いてのご相談はお気軽におたづね下さい。

### 梅雨期の家畜管理

福島地方気象台の発表によると六月末頃から梅雨活動が活発化する模様なので家畜の管理に留意しましょう。

- ◇畜舎を清潔にしよう
- ・細菌活動が活発になり豚コレラ下痢などになり易い。
- ・畜舎の清掃、しき藁の交換
- ・通風、排水に注意しましょう
- ◇給餌、給水器具をきれいに
- ・給餌は適量を与える、残さない
- ・一日〜二日に一回はえさ箱を掃除し消化器障害を起させぬようにする。

- ◇家畜の手入れを充分に
- ・毎日の雨で運動不足になる
- ・ハケかけなど皮下血行をうながし体表を清潔にする
- ・乳質不良化防止にも役立つ
- ◇飼料の取扱いに注意
- ・ぬれた草をそのまま与えれば下痢のもとになる、半乾燥が最適
- ・中小家畜の「ねり餌」は量に特に注意すること

### 植物の葉を食い荒す

Ⅱ アメリカシロヒトリの退治Ⅱ  
この虫は戦後日本に入ってきた害虫で幼虫(毛虫)は雑食性でいろいろな植物の葉を食い荒し繁殖力の旺盛な害虫です。

この成虫は一・五センチ位のガで植物の葉に七〇〇〜八〇〇粒の卵をうみつけます。幼虫は小さな毛虫ですが十分に成長すると三センチ位になります。毛虫の背中黒つぼく側面は黄色で不規則な黒い斑紋があり全体に白い長い毛でおおわれています。

この虫は幼虫のとき糸をはき巣を作りかたまつて生活しますのでこの時期に見つけて焼き殺すか、ふみつぶすと手軽に防除できます。巢は六月中旬と八月中下旬にサクラ、プラタナス、ヤナギ、クワなどに多くみられます。薬剤防除には、農薬用DEP剤(タイプレックス)やDDVP剤を使うと効果があります。なお発生したときは役場産業課に電話で連絡して下さい。

### 税法改正の要点

#### ● 所得税法の改正点

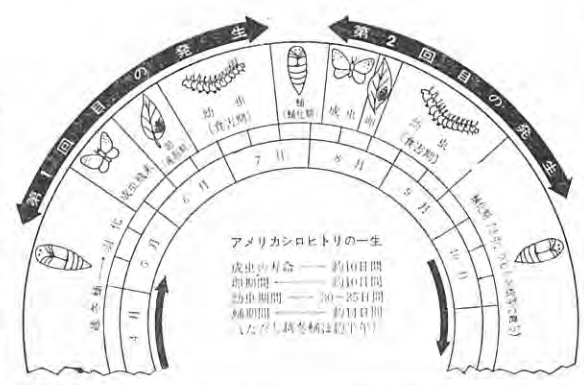
| 項目        | 改正       |          | 改正前      |
|-----------|----------|----------|----------|
|           | 昭和44年分   | 45年分以降   |          |
| (1)基礎控除   | 一六七、〇〇〇円 | 一七〇、〇〇〇円 | 一六〇、〇〇〇円 |
| (2)配偶者控除  | 一〇五、〇〇〇円 | 一〇七、〇〇〇円 | 一〇〇、〇〇〇円 |
| (3)扶養控除   | 九五、〇〇〇円  | 同        | 八六、〇〇〇円  |
| (4)障害者控除  | 一〇七、〇〇〇円 | 同        | 一〇〇、〇〇〇円 |
| (5)老令者控除  | 八七、〇〇〇円  | 同        | 八〇、〇〇〇円  |
| (6)寡婦控除   | 二七、〇〇〇円  | 同        | 二〇、〇〇〇円  |
| (7)勤労学生控除 | 八七、〇〇〇円  | 同        | 八〇、〇〇〇円  |

1 所得控除の引き上げ

2 給与所得控除の適用範囲拡大  
改正前の年収一〇万円を超える場合、所得控除は二八万円まで頭打ちとされたのが大巾に改善され、年収三一〇万円までは給与の収入の増加に応じて控除額もふえることになった。

3 中堅以下の所得者層の負担軽減をはかるための税率が緩和された

| 改正後     | 改正前     |       |
|---------|---------|-------|
|         | 金額      | 税率    |
| 三〇〇万円以下 | 一〇〇万円以下 | 九・五%  |
| 六〇〇万円   | 三〇〇万円   | 一〇・〇% |
| 一、〇〇〇万円 | 六〇〇万円   | 一〇・五% |
| 二、〇〇〇万円 | 一、〇〇〇万円 | 一五・〇% |



### 貯蓄と税金

預貯金や公社債などの利息や分配金には、現在十五%の所得税がかかっています。(郵便貯金の利子にはかかりません)

しかし、個人の預貯金や貸付信託、公社債などの貯蓄は銀行や証券会社などに非課税貯蓄申告書を提出すれば、元本の合計金額が百万円までは税金がかからないことになっています。

△ 税務署▽

### 今月の納税 県村民税第一期

納期限 六月三十日

● 納税組合に 加入しましょう

### 舗装道も生きています

舗装された道路もこれから暑くなるにつれて路面が軟らかくなって来ます。多額の予算を投じて出来た路面を最近農家の忙しいせい、か耕うん機に「ロータリー」を付けたまま、或は水田車輪を付けたまま運転してきれいな舗装道路を削って歩くのが見受けられます。「道路は生きています」お互いの心掛けで道路を可愛がって頂くようお願いいたします。

△ 産業課▽

### 国旗を掲げよう 祝祭日には各戸に国旗を掲げましょう。



### 第一小学校プール建設工事に着手

昨年完成した第二小学校プールに引続き、本年度は第一小学校プール建設工事が計画され、工事入札の結果、矢吹町高田工業が請負着工しました。

工事の規模は巾十三メートル、長さ二十五メートルの六コースのプールで更衣室、シャワー、洗体



洗面、洗足場等が設備され七月三十一日完成の予定。

### 農薬の使用と保管理

農薬は害虫防除や除草にはかかせないものですが、使用法や保管を誤ると害虫どころか尊い人命まで失ないます。

- これらの事故原因は
- ▽基準より多く使用した
- ▽体が悪いのに使用した
- ▽保管が悪く子供が持出した
- などがあげられています。
- 農薬使用管理には次の事柄を守りましょう。

- ◎毒物劇物を散布した畑、水田には標示をしましょう。
- ◎散布するときは近くの人家に連絡しましょう。
- ◎マスク、手袋等を使用し体の露出部なくすこと。
- ◎基準量以上の濃度で散布しないこと。
- ◎体の調子が悪いときは散布しないこと。
- ◎空ビン等は土中に埋めること。

### 学級開講

#### ◎家庭教育

どう伸ばすか  
子どもの特性  
親の勉強が急務  
家庭教育の重要性はますます大きくなっており、幼少時代の生活環境が人間の性格や能力の土台をつくと云われています。

家庭は子どもをすこやかに育てるために「伸ばし」「育て」「守る」という機能と将来社会人として独立させるということも強く要求されてきた時代になっていきます。職業の多様化や、技術革新の急速に変化する社会生活の中で、しかもどのようになるかすら想像もできない未来の社会にむかつて生きてゆく子どもが自立し独立する力をいま、親のいとなみ家庭の中で育ててゆかなければなりません。と同時に現代の社会生活に必要な考え方や生活技術をも伝えておかなければなりません。

【親の責任と態度】  
学校にまかせておきたいような

#### ◎婦人学級

学んだら実践しよう  
本紙四月号で予告した文部省委嘱川崎婦人学級がいよいよ開講のはこびとなり六月二十日開講式を行います。

この学級は農村婦人として農業生産に関する基礎的な知識技術を学習し実践し家庭生活を豊かにしようとするものです。

六月から来年三月まで十四回開きますが、農業生産学習のほか婦人の教養料理実習、保健体育なども学習し楽しい学習会にしたいと思います。

### 「水」の事故をなくそう

毎年七月に入ると子どもの水死事故が起ります。

幼児の堀や用水池の事故、小学生の池や川での事故など多くなりますから各家庭では充分注意して下さい。

- ◎忙しいからと言って幼児をひとり遊ばすことは事故のもとです
- ◎水泳ぎはプールで先生の許可と指導で行ないましょう。
- ◎古井戸、洗場、用水池など危険な箇所にはかこい、ふたを設けること。
- ◎小さいものだけで泳ぎはやらなようにしましょう。

### 青年会でゴミ処理に奉仕

村青年会（会長兼子行雄）では十一日朝から本会役員と枠内分会員（分会長三村信典）等で横穴古墳近くの道路に捨てられたゴミを焼却整理し附近を整地し、見学者の車の駐車場つくりに尊い汗を流しました。

これは国の指定を受けている史跡横穴のすぐ近くに常に遠方から見学者が来ている所で、云わば泉崎の看板どころでもあります。こんど青年の奉仕作業によつてきれいになり、立派な駐車場に変わり見学者の便に役立てようとする地主の尊いお気持ちと、青年会員の奉仕活動に感謝いたします。

【写真はゴミの山（この中には住所、氏名が明記されたものが多数あつた）を整地する善意の若者達と、出来上つた駐車場】

